議案第１３号

守谷市部設置条例の一部を改正する条例

守谷市部設置条例（平成２年守谷町条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号に次のように加える。

イ　母子保健に関すること。

附　則

この条例は，令和６年４月１日から施行する。

令和 ６ 年 ３ 月１１日　提　　出

守谷市長　松　丸　修　久

令和　　年　　月　　日　原案　決

議 案	頁 数
１３号	1

提案理由（議案第１３号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、保健センターの母子・予防グループを「おやこ保健課」とし、「おやこ保健課」の所管部署を「こども未来部」に変更するため条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
１３号	２

守谷市部設置条例新旧対照表

改　　正	現　　行
（事務分掌） 第２条　部の事務分掌は，次のとおりとする。 （１）から（４）まで（略） （５）こども未来部 ア　児童福祉に関すること。 イ　母子保健に関すること。 （６）（略）	（事務分掌） 第２条　部の事務分掌は，次のとおりとする。 （１）から（４）まで（略） （５）こども未来部 ア　児童福祉に関すること。 （新設） （６）（略）

議案	頁数
１３号	３

参考資料